

水防法に基づく水害ハザードマップの作成状況について

令和2年7月17日、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することを義務づけることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が公布されました。

常滑市では、水防法 15 条 3 項に基づく水害ハザードマップは現在作成しておりません。作成状況については下記をご覧ください。

記

○洪水

市内には洪水浸水想定区域(水防法 14 条)の指定がないため、水防法 15 条 3 項に基づくハザードマップは作成しておりません。

○雨水出水(内水)

市内には雨水出水浸水想定区域(水防法 14 条の 2)の指定がないため、水防法 15 条 3 項に基づくハザードマップは作成しておりません。

○高潮

市内には高潮浸水想定区域(水防法 14 条の 3)の指定がありますが、水防法 15 条 3 項に基づくハザードマップは現在作成中です。

「常滑市風水害ハザードマップ」に掲載されている高潮浸水想定は、愛知県高潮浸水想定(平成 26 年 11 月公表)を掲載したものであり、水防法 15 条 3 項に基づくものではありません。

【参考】

○国土交通省ホームページ「宅地建物取引業法施行規則の改正について」

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000074.html

○国土交通省作成 Q&A「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(水害リスク情報の重要事項説明への追加)に関する Q&A」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001354700.pdf>

○愛知県ホームページ「愛知県高潮浸水想定区域を指定・公表します」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/takashioshinsuisotei.html>

○常滑市ホームページ「とこなめ防災ガイド・ハザードマップ」

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/bousai/1000390/1000392.html>

○常滑市ホームページ「浸水実績図」

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/kurashi/bousai/1000390/1000394.html>